

○古河市運動公園条例施行規則

平成17年 9 月12日

規則第155号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市運動公園条例（平成17年条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園日)

第2条 古河市運動公園（以下「運動公園」という。）の開園日は、年間を通し毎日とする。ただし、スポーツ施設については、1月5日から12月27日まで（古河市小堤スポーツ広場にあつては、1月4日から12月28日まで）とする。

(開園時間)

第3条 運動公園の開園時間は、24時間とする。ただし、スポーツ施設の利用については、日の出から日没までとする。

(開園日等の変更)

第4条 前2条の規定にかかわらず、市長は、運動公園の管理上必要があると認めるときは、開園日又は開園時間を臨時に変更することができる。

(許可申請)

第5条 条例第11条の規定による読替え後の条例第4条第1項の規定によりスポーツ施設の利用の許可を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、スポーツ施設利用許可申請書（別記様式）により利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日までに指定管理者に申請しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(許可書の交付)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請を受け、これを許可するときは、申請者にスポーツ施設利用許可書（別記様式）を交付するものとする。

(利用権の転貸又は譲渡の禁止)

第7条 前条の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を他に転貸又は譲渡することができない。

（原状の回復）

第8条 利用者は、スポーツ施設（他の用途に利用した場合を含む。）の利用を終了したときは、清掃し、設備を原状に回復しなければならない。

（市長による管理）

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がスポーツ施設の管理（利用の許可に関する業務に限る。）を行うときにおいては、第5条及び第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（補則）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三和町運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則（平成2年三和町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の古河市運動公園条例施行規則（以下「改正前規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の古河市運動公園条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、改正前規則に規定する各様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和3年規則第23号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第41号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第1条中古河市三和農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例施行規則第2条第1項の改正規定（「5日前まで」を「属する月の2月前の月の初日から利用開始日まで」に改める部分に限る。）、第8条中リバーフィールド古河施設管理規則第2条第1項の改正規定（「1月前から5日前まで」を「属する月の2月前の月の初日から利用開始日まで」に改める部分に限る。）、第9条中古河市運動公園条例施行規則第5条の改正規定（「7日前まで」を「属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日まで」に改める部分に限る。）、第11条の規定及び第13条中古河市中心運動公園管理規則第5条第1項の改正規定（「5日前」を「利用開始日」に改める部分に限る。） 令和6年2月1日

別記様式（第5条、第6条関係）

年 月 日

スポーツ施設利用許可申請書兼許可書

指定管理者 宛て

団体名			
申請者名		電話番号	

次のとおりスポーツ施設の利用について申請します。

施設名			
利用目的			
利用日時	年 月 日 () 午前/午後 時 分～午前/午後 時 分		
	年 月 日 () 午前/午後 時 分～午前/午後 時 分		
	年 月 日 () 午前/午後 時 分～午前/午後 時 分		
	年 月 日 () 午前/午後 時 分～午前/午後 時 分		
	年 月 日 () 午前/午後 時 分～午前/午後 時 分		
利用人数	人	観覧者数	人
借用品			
備考			

上記申請のあったスポーツ施設の利用については、次の条件を付して許可します。

利用条件：

指定管理者

